

納税の猶予制度

納税の猶予とは

市税を一時に納付することが困難な理由がある場合には、申請により以後の一定期間、財産の換価(売却)や差押えなどが猶予される制度です。

換価の猶予

市税を一時に納付することにより、「事業の継続」又は「生活の維持」を困難にするおそれがあるとき

収納課へ申請

猶予が認められると

- ▶ 財産の換価(売却)が猶予されます。
- ▶ 猶予期間中の延滞金の一部が免除されます。

徴収猶予

- ① 財産について災害を受けた、又は盗難にあった
- ② 納税者又は生計を一にする親族が病気にかかった、又は負傷した
- ③ 事業の廃止、又は休止した
- ④ 事業について著しい損失を受けた
※「著しい損失」とは、申請前の1年間において、その前年の利益額の2分の1を超えて損失(赤字)が生じた場合をいいます。
- ⑤ 上記①～④の事実に類する事実があった
- ⑥ 本来の納期限から1年を経過した後に納付すべき税額が確定した

いずれかに該当する場合

収納課へ申請

猶予が認められると

- ▶ 財産の差押えが猶予されます。
- ▶ 猶予期間中の延滞金の一部(又は全部)が免除されます。

- 猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。
- 猶予が認められる期間は、1年の範囲内で申請者の財産や収支の状況によって最も早く市税を完納することができる」と認められる期間に限ります。
※猶予期間内に完納することができないやむを得ない事情がある場合は、すでに猶予を受けた期間と合わせて最長2年の間で猶予期間の延長を申請することができます。
- 猶予が認められた後でも次のような場合は猶予を取り消すことがあります。
 - ・許可通知書に記載された分割納付計画が守られない場合
 - ・猶予を受けている市税以外に新しく生じた市税が滞納となった場合 など

市税を納期限までに納付できない場合は、お早めに収納課へご相談ください。

申請手続きについて

申請の手続き

提出書類

・換価の猶予(延長)の申請書 又は 徴収猶予(延長)の申請書

・財産収支状況書(財産目録・収支の明細書)

猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合は「財産収支状況書」に代えて「財産目録」・「収支の明細書」の提出が必要になります。

・担保の提供に関する書類(※)

担保として提供できる財産の種類・・・国債、地方債、社債、有価証券、土地、建物、その他保証人の保証 など

・災害等の事実を証する書類(罹災証明、医療費の領収書、診断書、廃業届、決算書 など)

※次のような場合、担保を提供する必要はありません。

- ・猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ・猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ・提供することのできる種類の財産がないなど特別な事情がある場合

申請の期限

換価の猶予 猶予を受けようとする市税の納期限から6か月以内

徴収猶予 ①～⑤に該当 猶予を受けようとする期間の前まで
⑥に該当 確定した市税の納期限(修正申告書を提出する日など)まで

書類の提出

提出書類を下記窓口へ持参してください。持参することが困難な場合は事前にご連絡ください。

受付窓口 〒940-8501
新潟県長岡市大手通1丁目4番地10
シティーホールプラザ「アオーレ長岡」東棟1階 税金窓口

受付時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで

提出書類の審査後、猶予の許可又は不許可を通知します。

申請書類の記載に不備がある場合、補正を求めたり猶予が認められないことがあります。
申請の前に収納課へご確認ください。

<問い合わせ先>

新潟県長岡市大手通1丁目4番地10
長岡市役所財務部収納課
TEL 0258(39)2214(直通)
MAIL syunou@city.nagaoka.lg.jp